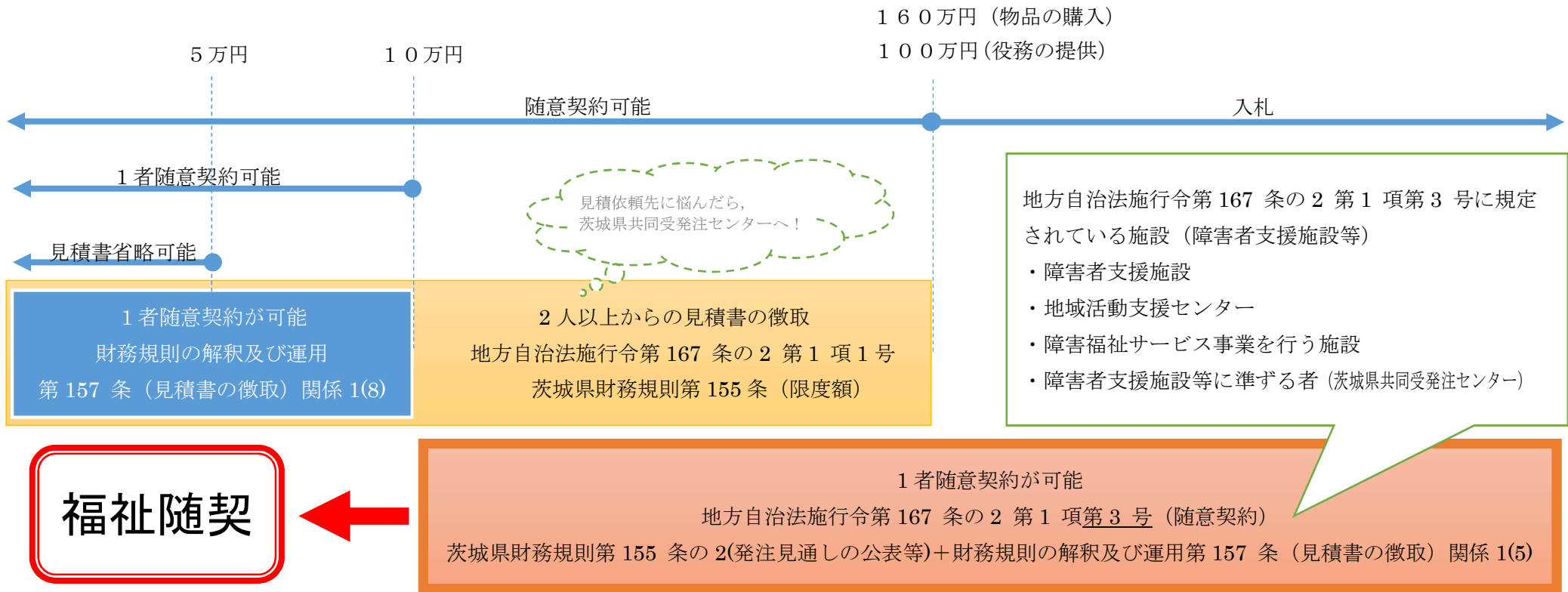
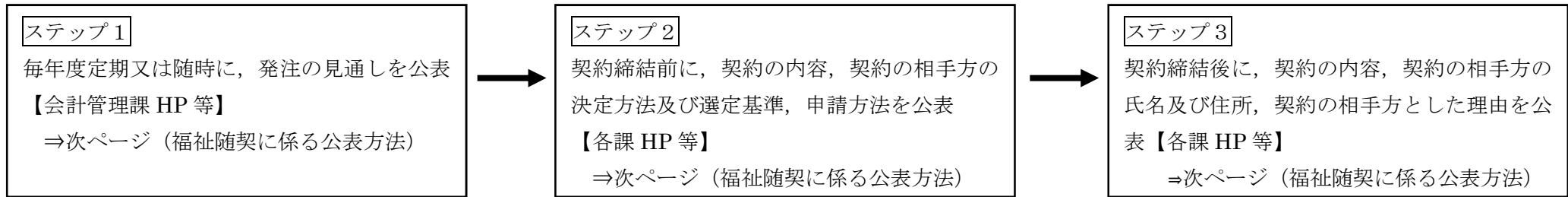


障害者支援施設等への発注と関係法令との関係



○福祉随契の手続き (茨城県財務規則第155条の2(発注見通しの公表等))



福祉随契に係る公表方法について

1 発注見通しの公表

掲載ページ 会計管理課 HP 内の「新商品・障害者への発注見通し」

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/shidositsu/chodo/shinsyohin.html>

ホーム > 茨城を知る > 入札・調達 > 入札手続き関連(物品・役務) > 新商品・障害者施設への発注見通し

1 平成29年度に発注される見通しのものは？

今年度に発注される予定の物品の購入・役務の提供等は、下記のとおりです。

- PDF 障害者支援施設等との随意契約の発注見通し追加(令和元年7月12日)(PDF:43KB)
- PDF 障害者支援施設等との随意契約の発注見通し追加(令和元年7月8日)(PDF:43KB)
- PDF 障害者支援施設等との随意契約の発注見通し追加(平成31年(2019年)4月16日)(PDF:44KB)
- PDF 障害者支援施設等との随意契約の発注見通し(平成31年(2019年)4月1日)(PDF:63KB)
- PDF 障害者支援施設等との随意契約の発注見通し追加(平成31年3月18日)(PDF:43KB)

(年度当初の掲載例)

◎発注見通しの公表

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約により契約の締結が見込まれるので、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第155条の2第1項第1号の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年(2019年)4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

物品・役務

件名	単位	数量	発注時期	担当部局
名刺印刷	箱	60	2019年5月～ 2020年2月	空港対策課
名刺印刷 (各2セット×2種類)	セット	4	2019年7月～ 2019年9月	監理課
電子調達システムヘルプ デスク業務委託	式	1	平成31年(2019年) 4月	会計管理課
茨城県行方合同庁舎敷地 内の除草作業	回	2	2019年5月	行方県税事務所
植栽剪定作業	式	1	2019年10月	県西食肉衛生検査所

発注見通しを公表することで、

- ① 受注を希望する障害者支援施設等にとって、今後の受注活動の指針になります。
- ② 茨城県共同受発注センターから、受注可能な障害者支援施設等を紹介できます。

2 障害福祉課における契約前、契約後の公表例

掲載ページ 障害福祉課 HP 内の「官公需の促進」

URL : <http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/shofuku/b/b-3.html>

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > いばらきの障害福祉政策 > 就労の促進について > 官公需の促進

官公需の促進

令和元年度茨城県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

茨城県では、平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達法)の規定に基づき、「平成31年度(2019年度)茨城県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。

障害者支援施設等との随意契約に係る契約内容の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、障害者支援施設等と随意契約を行う場合は、茨城県財務規則第155条の2第1項各号の規定に基づき、下記のとおり公表します。

【2019年度】

- 現在、契約前の案件はありません。
- PDF 契約後(PDF:40KB)

【2018年度】

- PDF 契約後(PDF:39KB)

(平成30年度の掲載例)

契約前

件名	入札方式	営業種目	公開日	契約相手方決定方法・選定基準	申請方法
高次脳支援パンフレット増刷	随意契約	印刷	平成30年12月10日	・過去の実績による。 ・障害福祉課HPに掲載している。提供可能品目一覧より選定。	見積書の提出
自殺予防キャンペーン用ポケットティッシュ	随意契約	印刷	平成30年12月11日	・過去の実績による。	見積書の提出

契約後

件名	入札方式	営業種目	公開日	契約相手方(住所)	契約の相手方とした理由
茨城県高次脳機能障害支援センターパンフレット印刷	随意契約	印刷	平成30年4月16日	多機能型事業所ZeroPoint(守谷市薬師台1-13-1)	・過去の実績により、発注内容に対応可能であったため。
茨城県高次脳機能障害支援センター小冊子印刷	随意契約	印刷	平成30年8月7日	多機能型事業所ZeroPoint(守谷市薬師台1-13-1)	・過去の実績により、発注内容に対応可能であったため。
高次脳支援バッチ作成	随意契約	印刷	平成30年8月7日	ユーアイ・ファクトリー(水戸市吉沼町1843-3)	・過去の実績により、発注内容に対応可能であったため。

(参考)

福祉随契に関係する法令

○ 地方自治法施行令

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）

第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法

（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めると

ころにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

○ 茨城県財務規則

(限度額)

第 155 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 250 万円

(2) 財産の買入れ 160 万円

(3) 物件の借入れ 80 万円

(4) 財産の売払い 50 万円

(5) 物件の貸付け 30 万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

(発注見通しの公表等)

第 155 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規則で定める手続は、次に掲げるものとする。

(1) 知事は、毎年度定期又は随時に、契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約担当者は、契約を締結する前において、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方の決定方法及び選定基準

ウ 申請方法

(3) 契約担当者は、契約を締結した後において、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方の氏名及び住所

ウ 契約の相手方とした理由

2 前項の規定による公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適当な方法により行うものとする。

(見積書の徴取)

第 157 条 契約担当者は、随意契約により契約しようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書（契約担当者の使用に係る電子計算機と見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する場合にあつては、知事が別に定める電磁的記録。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

(1) 官公署と契約をするとき。

(2) 官報、法令全書、収入印紙、郵便切手類、新聞等を購入するとき。

(3) 水道料、下水道料、ガス料(都市ガスに限る。)、電気料又は電話料

(4) 会場を借り上げるとき。

(5) 季節のある生産物又は腐敗のおそれのある物で見積書を徴する暇がないとき。

(6) 出張先において自動車、自転車等の応急修理を要するとき。

(7) 図書（いずれの者から購入する場合であってもその価格に相違がない図書に限る。）を購入するとき。

(8) 予定価格が 5 万円未満のとき。

(9) 法令に基づき、料金又は価格が定められているとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴する必要がないと認めるとき。

○ 財務規則の解釈及び運用

第 157 条（見積書の徴取）関係

1 第 1 項本文の規定により、見積書はなるべく 2 人以上の者から徴さなければならないが、次に掲げるものについては、1 人の者の見積書で処理することができる。

(1) 特定の者以外とは契約し難い契約をする必要があるとき。

(2) 分解して検査しなければ見積書を作成することができない備品等の修繕を行うとき。

(3) 天災地変、その他緊急やむを得ない場合で、2 人以上のものから見積書を徴する暇のないとき。

(4) 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき。

(5) 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により契約をしようとするとき。

(6) 1 件の予定価格が 10 万円未満であるとき。

2 見積りに要する期間として、第 152 条第 2 項第 1 号から 5 号の規定を準用することは差し支えない。また、第 1 号及び第 2 号について特に急を要する場合又は第 4 号及び第 5 号について見積提出者の同意があれば、この期間を短縮することができる。